

注 記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円とします。
 - イ 昭和 60 年度以前に取得したもの
取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
取得原価が判明していないもの・・・・・・・・再調達原価
ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円とします。
- ② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価
取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
取得原価が判明していないもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 法人等出資金の評価基準及び評価方法

- ① 市場価格のある有価証券
財務諸表作成基準日における時価により計上します。ただし、該当はありません。
- ② 市場価格がなく時価を把握することが困難と認められる有価証券及びその他の出資金
取得原価により計上します。ただし、該当はありません。

(3) 固定資産の減価償却の方法

「固定資産取扱要領」、「リース取引に関する会計基準」等で定める耐用年数に基づき、定額法により算定します。

(4) 引当金の計上基準

- ① 徴収不能引当金
未収金、貸付金及び基金貸付金の徴収不能又は回収不能に備えるため、以下のとおり徴収不能見込額を計上します。ただし、該当はありません。
一般債権・・・過去 5 か年度の不納欠損実績率に基づき算定し計上
- ② 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、財務書類作成基準日において発生していると認められる金額を計上します。ただし、該当はありません。

③ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務書類作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上します。ただし、該当はありません。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、1件当たりの契約額が300万円以上であり、かつ契約終了後に所有権が移転する場合に限り、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。ただし、該当はありません。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金とします。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重大な事項

① 会計間の相殺消去

各会計合算財務書類においては、会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

② 出納整理期間

当会計年度に係る出納整理期間（平成29年4月1日～5月31日）の現金出納に関する取引を当会計年度の取引としています。

③ 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

④ 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上します。

ソフトウェアについても、原則として物品の取扱いに準じます。ただし、該当はありません。

2. 会計方針の変更等

特になし

3. 重要な後発事象

会計年度終了後、財務書類を作成するまでに発生した事象で、翌年度以降の財務状況等に影響を及ぼす後発事象は以下の通りです。

(1) 主要な業務の改廃

特になし。

(2) 組織・機構の大幅な変更

特になし。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

特になし。

(4) その他重要な後発事象

特になし。

4. 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

特になし。

(2) その他主要な偶発債務

特になし。

(3) 重大な災害等の発生

特になし。

5. 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

会計区分	会計名称
一般会計	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合（一般会計）
全会計	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合 （八幡浜・大洲地方拠点対策室特別会計）
全会計	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合 （八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金特別会計）
全会計	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合 （運動公園特別会計）